

2025年1月15日

定量的環境情報(CFP、LCA)の配慮事項への追加について(改定案)

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマーク事務局では、2023 年度より LCA(ライフサイクルアセスメント)および CFP(カーボンフットプリント)に関して、エコマーク認定基準の導入の在り方や需要家や消費者のニーズを捉えた情報提供の望ましい姿を、国内企業の対応状況やエコマーク認定取得企業へのアンケート実施なども含め、調査・検討を進めてきた。エコマーク運営委員会、企画戦略委員会および基準審議委員会への中間報告等を経て、全ての製品系のエコマーク商品類型において、LCA または CFP の算定および開示を求める基準を配慮事項として設定することとしたい。

ただし、今後、グリーン購入法の判断の基準で必須基準として設定される品目は、エコマークにおいても必須基準に設定することとし、グリーン購入法で基準値 1・2 のように選択肢として設定されている品目に該当する商品類型は、次回の全面見直し時の検討事項とする。

2. 対象となる商品類型

サービス商品類型(No.500 番台 No.119、No.147、No.159 および No.166)を除く全商品類型 <u>※No.119、159 および166は、本項を認定基準項目として設定済みのため。</u>

3. 改定箇所 (変更箇所: 赤字部分)

エコマーク商品類型 No.101「かばん・スーツケース Version1.11」の例

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。

(1)申込製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果 ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境 情報が開示されていること(複数型式を一括して申込む場合は代表型式による算定でも可とする)。定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 および ISO 14044)または経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものであることを説明できること。なお、定量的環境情報を開示する媒体(算定報告書等の URL)をエコマークウェブサイトの商品情報として公開する。

4. 改定予定日: 2025 年 4 月 1 日

※ 本項目は同日以降の新規申請から適用されます。既認定商品には遡及して適用されず、既認定商品への型式追加も同様です。

<参考>付属証明書の記載例(予定)

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、以下に配慮することが望ましい。

認定基準	記入欄
項目番号	該当する□にチェックおよび記載を下さい
5.(1) 定量的環境情	○定量的環境情報(CFP、LCA)の算定□実施/ □実施していない→実施の場合、以下もご記入ください
報の算定・開示	○定量的環境情報の算定を実施した型式・品番 □申込の全品番の算定を実施 □申込の代表品番の算定を実施 [型式・品番名:
	 ○算定にあたって参照したガイドライン等 (該当するもの全てに■) □カーボンフットプリント(ISO 14067)に準拠して実施 □ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 および ISO 14044)に準拠して実施 □経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」に準拠して実施 □SuMPO 環境ラベルプログラムにて実施 □その他[
	○開示する媒体等(算定報告書等の URL(第三者機関の URL 可)) [https:// □開示済 □開示予定[年 月頃開示] □開示していない
	 ○確からしさの確認(任意) ・第三者による検証の実施(verification) □あり 第三者検証機関名(システム認証を含む)[□なし ・検証有無を表明している □はい/□いいえ

以上